令和８年度

別紙１

加工を伴う「カキ」の放射性物質検査に係る検査要否判断の流れ

令 和 ８ 年 ８ 月 ３ 日
保健福祉部食品生活衛生課
農 林 水 産 部 園 芸 課

加工を伴う「カキ」の放射性物質検査の合理化、効率化を図るため、本検査を要する市町村を下記により判断する。

その結果、令和８年度の本検査を要する市町村は、福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、南相馬市、広野町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の 14 市町村とする。

１　本検査の要否を判断するため、県内を７地方（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）に区分する。

２　７地方のうち、構成している市町村において、①加工自粛要請を受けたことがある、もしくは②直近３年間で基準値（放射性セシウム 100Bq/kg）の 1/2 を超える放射性セシウムが検出されたあんぽ柿、干し柿が確認された場合は、基準値超過のリスクが残っているものとして本検査を要する地方とする（①、②のどちらにも該当しない場合は、地方単位で本検査を不要とする。当該地方において、カキの生産がないため、検査実績のない市町村を含む場合でも同様とする。）。

３　検査を要する地方に含まれる市町村であっても、過去に加工自粛要請を受けたことがなく、直近３年間で基準値の 1/2 を超える放射性セシウムが検出されたあんぽ柿、干し柿が確認されなかった市町村は、市町村単位で本検査を不要とする。ただし、避難指示区域のある市町村は除く。

４　上記より、令和８年度の各市町村の取扱いは下記のとおりとする。

（１）検査を要する地方及び市町村
県北地方（６市町）　：福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町
相双地方（８市町村）：南相馬市、広野町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

（２）検査を要しない地方及び市町村
県中地方、県南地方、会津地方、南会津地方、いわき地方の全市町村
県北地方（２市村）：本宮市、大玉村
相双地方（４市町村）：相馬市、新地町、楢葉町、川内村